

## 高知県新事業チャレンジ支援事業費補助金 Q & A（令和5年7月7日時点）

### ■ 事業再構築要件

質問	回答
1 新分野展開において、新たに取り組み分野は従来の主たる業種又は主たる事業に含まれている必要があるか。	・含まれている必要はありません。
2 新分野展開において、新たに取り組み分野が既存の事業と日本標準産業分類上異なる事業でもよいのか。	・問題ありません。なお、結果として、主たる事業や業種が異なる計画となる場合には、事業転換や業種転換を選択してください。
3 複数の新製品等により新分野展開の取り組みを行う場合、売上高5%要件は複数の新製品等を合わせて5%以上となることでよいのか。	・ご理解のとおりです。
4 新分野展開について、「主たる業種又は主たる事業を変更することなく」とは、主たる業種も主たる事業も変更しないという解釈でよいのか。	・ご理解のとおりです。
5 製造業において、従来より品質が優れた（精度が高い、耐熱温度が高い、重量が軽い等）製品を製造する場合には、製品等の新規性要件を満たすといえるのか。	・一概にお答えすることはできませんが、基本的には、製品等の新規性要件を満たし得ると考えられます。 ・ただし、①過去に製造等した実績がないこと、②定量的に性能又は効能が異なることを申請書においてお示しいたいただくことが必要となります。
6 製品等の新規性要件の「②定量的に性能又は効能が異なること（製品等の性能や効能が定量的に計測できる場合に限る。）」は、製品等の性能や効能が定量的に計測できる場合に限っては、定量的に性能又は効能が異なることを示し、それ以外の場合には、定量的に計測することが難しいことを示すことでよいのか。また、計測する方法に指定はあるか。	・問題ありません。また、計測方法については、一律の基準はありませんので、自社の製品等の性能や効能を計測するのに最も適切な指標を用いてお示しください。
7 製品等の新規性要件を満たさない場合とはどのような場合か。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製品等の新規性要件を満たさない場合として、以下のようなものが考えられます。</li> <li>①「過去に製造等した実績がないこと」を満たさない例 <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去に一度製造していた自動車部品と同じ部品を再び製造する場合</li> </ul> </li> <li>②「定量的に性能又は効能が異なること」を満たさない例 <ul style="list-style-type: none"> <li>・従来から製造していた半導体と性能に差のない半導体を新たに製造するために設備を導入する場合</li> </ul> </li> <li>③その他の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の製品等の製造量等を増やす場合</li> <li>・事業者の事業実態に照らして容易に製造等が可能な新製品等を製造等する場合</li> <li>・既存の製品等に容易な改変を加えた新製品等を製造等する場合</li> <li>・既存の製品等を単純に組み合わせただけの新製品等を製造等する場合</li> </ul> </li> </ul>
8 製品等の新規性要件を満たさない場合の例として記載のある、「既存の製品等に容易な改変を加えた新製品等を製造等する場合」や「単純に組み合わせただけの新製品等を製造等する場合」等について、明確な基準はあるのか。	・一律に基準を設けることはしておりませんが、概ね5年程度を一つの目安としてください。 ・また、例えば、試作のみでこれまでに販売や売上実績がないケース、テストマーケティングなど実証的に行ったことはあるものの継続的な売上には至っていないケースであって、更なる追加の改善等を通じて事業再構築を図る場合や、従来販売していた製品の改善を通じて事業再構築を図る場合は「過去に製造等した実績がない場合」に含まれます。
9 市場の新規性要件「既存事業と新規事業の顧客層が異なること」を満たさない場合とはどのような場合か。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市場の新規性要件を満たさない場合として、以下のようなものが考えられます。</li> <li>①既存の製品又は既存の商品若しくはサービスとは別の製品又は別の商品若しくはサービスだが、対象とする市場が同一である場合（具体的には、既存の製品又は既存の商品若しくはサービスの需要が、新製品又は新商品若しくは新サービスの需要で代替される場合） <ul style="list-style-type: none"> <li>例1）アイスクリームを提供していた事業者が、新たにかき氷を販売するが、単純に従来の顧客がアイスクリームの代わりにかき氷を購入することを想定する事業計画を策定</li> <li>例2）自動車部品を製造する事業者が、取引先の要請に応じてより小型化した部品を製造する事業計画を策定</li> <li>例3）衣料品を製造する事業者が、これまで手作業で製造していたものを、工程をデジタル化し機械で製造する事業計画を策定</li> </ul> </li> <li>②既存の製品等の市場の一部のみを対象とするものである場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>例4）アイスクリームを提供している事業者が、パナアイスクリュームに特化して提供するが、単純に従来の顧客が新たに提供するパナアイスクリュームを購入することを想定する事業計画を策定</li> </ul> </li> <li>③既存の製品等の市場が対象であって、単に商圏が異なるものである場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>例5）A駅前でジュースを提供している事業者が、B駅前でもジュースを提供することを想定した事業計画を策定</li> </ul> </li> </ul>
10 業態転換について、既存の商品の提供方法を変更する場合、当該商品の既存の売上高に占める割合に加えて更に5%割合を増やすことが必要になるのか。	・新たな提供方法による既存の商品の売上高が総売上高の5%以上となる計画を策定していれば、必要ありません。
11 業態転換について、現在試行的に運営しているECサイトを拡張する場合は認められるのか。また、従来ECプラットフォームサービスを利用していたが、これに替えて自社独自のECサイトを立ち上げる場合は認められるか。	・いずれの場合にも、新たな機能をECサイトに導入することなどによって、過去の販売方法とは異なる販売方法と説明できれば、要件を満たし得ると考えられます。
12 売上高5%要件の代わりに利益率を用いることは認められるか。	・認められません。
13 事業転換の売上高構成比要件は、日本標準産業分類の中分類・小分類・細分類のいずれで判定してもよいのか。	・問題ありません。
14 内製化は再構築要件に合致するか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内製化により、商品またはサービスの提供方法を変更する場合は「製品等の新規性要件」を満たし得ると考えられます。</li> <li>・また、一般枠の取組要件である「③製品、サービスの提供方法を変更」を満たし得ると考えられます。</li> </ul>

R5.7.7  
追加

R5.7.7  
追加

R5.7.7  
追加